

安心住宅リフォーム支援補助金 Q & A

2017年11月作成

Q. 賃貸住宅は対象になりますか。

A. 対象外です。

Q. 分譲マンションは対象になりますか。

A. 対象となります。ただし、共有部分は対象外です。

Q. 自らは住んでいない水戸市内に所有する住宅を、リフォームして貸そうと考えていますが対象になりますか。

A. 対象となります。ただし、不動産賃貸業を営んでいる場合などは対象外です。

Q. 空き家は対象になりますか。

A. 対象となります。

Q. 店舗や事務所は対象になりますか。

A. 対象外です。ただし、店舗併用住宅の場合は、住宅部分のみ対象となります。

Q. 既に終わったリフォーム工事や現在リフォーム中の住宅も対象になりますか。

A. 対象外です。着工前の申請が必須です。

Q. 建築確認は受けているが、未登記の住宅は対象になりますか。

A. 対象となります。

Q. 建築確認を行っておらず、登記もしていないので建築年月日を証明できないが、対象となりますか。

A. 対象外です。建築年月日の確認が必要となります。

Q. 水戸市内に所有する2棟の住宅を同時にリフォームしたいが、対象になりますか。

A. 2棟のリフォーム工事費の合計が50万円を超えていれば対象となります。

Q. 父親所有の敷地に建っている父親の住宅と自分（息子）の住宅を、それぞれ同時にリフォームをした場合でも対象になりますか。

A. 対象となります。その場合、父親と息子がそれぞれ申請する必要があります。

Q. 住宅のリフォームと合わせて崩れかけている塀も直そうと考えているが対象となりますか。

A. 住宅のリフォームは対象となりますが、塀などの外構工事は対象外です。

Q. 昭和 56 年 6 月 1 日以前に建てた住宅で耐震補強工事を行っていないが、対象となりますか。

A. 木造住宅耐震診断結果報告書などにより耐震性が確保されていることが証明できる住宅の場合は対象となります。

Q. 昭和 56 年 6 月 1 日以前に建てた住宅ですが、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築した場合は、対象となりますか。

A. 増築をした際に、工事完了検査を受け、検査済証の発行を受けた住宅であれば対象となります。

Q. 不動産業を営むものだが、自己の住宅をリフォームする場合でも対象とならないか。

A. 収益を目的とした住宅ではない場合は対象となります。

Q. 過去に自己資金のみで増築した部分をリフォームしようと考えているが、対象になりますか。

A. 対象となります。

Q. 店舗だった部分を居宅にするリフォームを行おうと思いますが、対象になりますか。

A. 対象となります。

Q. 住宅の一部をリフォームして車庫にしようと考えているが、対象になりますか。

A. 対象外です。居住に係る工事のみ対象となります。

Q. 現在の住宅を取り壊し改築する場合も対象になりますか。

A. 対象外です。

Q. 足場の設置・解体の費用も補助の対象となりますか。

A. 補助対象工事に必要な場合は対象となります。

Q. 息子夫婦と同居することになったので、住宅を増築しようと考えているが、対象になりますか。

A. 対象外です。既存の住宅の維持・修繕に係る工事以外は対象となりません。

Q. 内装のリフォームと合わせてエアコンも新調したいが対象となりますか。

A. 天井埋め込み型などは対象となりますが、壁掛け型など、住宅から独立した機器としての性格が強いものは対象外となります。

Q. 介護保険によるリフォームを同時に行う場合、対象となりますか。

A. 対象となります。ただし、介護保険によるリフォームに要する経費は対象経費から除きます。

Q. 自分でリフォームを行う場合も対象になりますか。

A. 対象外です。市内の建設業者へ工事を発注する必要があります。

Q. 複数の業者と契約して工事を行う場合は対象になりますか。

A. 対象となります。その場合、複数事業者の見積書を基に工事費を合算して申請することとなります。

Q. 大手ハウスメーカーにリフォームを依頼したいが、水戸市に支店しかない場合でも対象になりますか。

A. 対象外です。水戸市内に本店を有する建設事業者への工事依頼が必須です。

Q. 工事費が50万以上かかりますが、業者が市内業者と市外業者の両方になります。対象となりますか。

A. 市内業者が行う工事のみ対象となります。また、市内業者が行う工事費の合計が50万円以上である必要があります。

Q. 市内で建設業を営んでいますが、自宅を自らリフォームした場合、対象となりますか。

A. 工事請負により行う場合は対象となります。ただし、その場合、適正な価格であるか審査するため、参考見積もりを取ってもらう必要があります。

Q. 工事を依頼する業者は水戸市内の業者だが、工種によっては、市外の業者が下請けになる場合、対象となりますか。

A. 工事請負の相手方が水戸市内の業者であれば対象となります。ただし、工事を一括して別の業者に請け負わせる場合は対象外となります。

Q. 工事請負業者が取得している建設業許可の工種以外の工事を別の業者に下請けに出した場合、対象となりますか。

A. 下請けを行う業者がその工種の許可を取得していることが確認できれば対象となります。

Q. リフォームアドバイザーとはなんですか。

A. 茨城県が創設した資格制度で、木造住宅耐震診断士を対象に、リフォームに関する専門的な講習を受けた方です。

Q. リフォームアドバイザーを派遣してほしいのですが、どうすればいいですか。

A. リフォームアドバイザーの派遣制度は、茨城県建築士事務所協会で行っております。建築士事務所協会にお申し込みください。

Q. リフォームアドバイザーの助言は有効なのですか。

A. リフォームアドバイザーは、リフォームに関する専門知識を有した建築士です。専門家の立場でアドバイスを行います。

Q. リフォームアドバイザーの派遣は有料ですか。

A. 1万2千円＋税がかかりますが、費用の半分为補助されます。ただし、工事代金と合わせて10万円が上限となります。

Q. リフォームアドバイザーの派遣のみの申請は可能ですか。

A. アドバイザー派遣のみでは対象外です。リフォーム工事を行うことが必要となります。

Q. 水戸市からは課税されていないが、他市町村の税金を滞納している場合、対象になりますか。

A. 対象外です。

Q. 父親が所有する住宅に息子夫婦のみが住んでおり、息子が住宅のリフォームを行う場合の申請者は誰になりますか。

A. 申請者は父親となります。また、リフォーム工事の発注者も父親である必要があります。

Q. 父親所有の親子2世帯住宅をリフォームする場合、世帯毎に申請できますか。

A. 父親のみ申請できます。

Q. 所有が共有名義の場合、申請者は誰になりますか。

A. 共有者のうち、いずれかが申請者となります。また、共有者の同意書の提出も必要です。

Q. この補助金をもらってリフォームした住宅を購入した場合、次の所有者は申請できますか。

A. できます。

Q. リフォーム補助金を5万円受給しましたが、上限額は10万円なので残りの5万円分について再度申請することはできますか。

A. できません。

Q. リフォーム工事の時期や内容は未定ですが、申請の予約をすることはできますか。

A. できません。

Q. 交付申請書を提出しましたが、工事着工はいつすればいいですか。

A. 交付決定後です。交付決定通知書を発送しますので到着後に着工してください。

Q. 郵送や代理による申請は可能ですか。

A. 可能です。ただし、書類に不備があった場合は、本人に来庁いただくこととなります。

Q. 申請後、工事の内容が変更になりましたが何か手続きは必要ですか。

A. 変更工事前に、変更等承認申請書の提出が必要です。

Q. 個人の大工さんにリフォームを依頼する予定ですが、経歴を証明する書類は何か必要ですか。

A. 事業者の方から聞き取ったリフォーム経歴（業種及び経歴年数）を交付申請書に記載してください。

Q. 年度内に工事が完了できなくなりましたが補助金は交付されますか。

A. 交付されません。

Q. 補助金の申請期限はいつですか。

A. 年度内に工事が完了する必要があることから、工事期間を考慮し、着工前までに申請する必要があります。

Q. 事業完了前に申請者が死亡した場合、家族が代わりに補助金を受け取れますか。

A. 住宅の所有権を相続した方が、引続きリフォーム工事を行う場合可能です。

Q. 工事完了後、複数の業者から請求があったが、市外の業者からの請求が含まれていた場合、補助金を受け取れますか。

A. 申請書に記載された市内業者からの請求分のみ補助の対象となります。

Q. 申請の際の見積もりでは 50 万円以上だったが、完了後の支払が 50 万円に満たなかった場合でも補助金は交付されますか。

A. 交付されません。補助要件から外れるため交付決定の取り消し事由となります。

Q. 当初の見積りより実際多く費用が掛かった場合、補助金もその分多く交付されますか。

A. 交付決定額以上の補助金は交付されません。

Q. 補助金額はいくらですか。

A. 補助対象経費に補助率 10% を乗じた金額で、上限 10 万円となります。

Q. 補助金の申請が多い場合、年度の途中でも受付を終了することはありますか。

A. あります。補助金の交付決定は予算の範囲内で行うことから、年度内に予算に達した場合は、その日をもって申請の受付を終了します。

Q. 補助上限額 10 万円とした理由はなんですか。

A. 限られた財源の中でなるべく多くの方に利用されるよう設定しました。

Q. 対象工事が 50 万円以上とした理由はなんですか。

A. 住宅の長寿命化を図るうえで必要と考えられる経費の最低額として設定しました。

Q. リフォーム業者を紹介してもらえませんか。

A. 市では紹介はしていません。茨城すまいづくり協議会でリフォームに関する総合的な相談を受け付けていますので、御相談ください。電話番号は 029-305-7771 です。

Q. 耐震補強工事を行いたいが補助金などはありますか。

A. 市建築指導課において、耐震改修の補助金があります。申請要件があるので詳しくはお問い合わせください。電話番号は建築指導課指導第 2 係 029-232-9210 です。